

都道府県・ 政令指定都市名	03 岩手県
------------------	--------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部若者女性協働推進室
担 当 職 員 数	8 人 (専任 7 人、兼任 1 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	庁議
設 置 年 月 日・根 拠	昭和38年11月1日 根拠: 庁議運営規定
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	岩手県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年10月9日
構 成 員 員	18 人 (女性 9 人、男性 9 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月
名 称	いわて男女共同参画プラン
改定・見直しの予定時期	平成33年3月1日 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	岩手県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年10月9日
	施 行 日	平成14年10月9日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
改定が予定されている場合、改定予定時期: 平成 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:
目 標 値	平成 32 年度まで	40%以上60%未満	平成 年度まで	%		
根 拠	いわて男女共同参画プラン(H28. 3月改定)					
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・政令・条例に基づき設置されている審議会等、法律に基づく委員会等、法律に基づく委員・相談員のうち社会教育委員(ただし、法令により職が指定されている委員が多数を占める2審議会等、委員定数が3名の3審議会等の計11審議会等を除く)					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(75)	うち女性委員を含む審議会等数(47)		
			延総委員等数(1,236)	延女性委員等数(462)	女性比率(37.4)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(80)	うち女性委員を含む審議会等数(75)		
			延総委員等数(1,352)	延女性委員等数(410)	女性比率(30.3)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(35)	うち女性委員を含む審議会等数(34)		
			延総委員等数(708)	延女性委員等数(213)	女性比率(30.1)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(9)		
			延総委員等数(68)	延女性委員等数(16)	女性比率(23.5)	
目標値以外の目標設定	各審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満とならない構成を目指すものとし、平成32年度までにこうした審議会等の数が、対象としている審議会全体の80%を超えることを目標とする。					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(平成 年 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
	そ の 他	()				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
		管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(人)	部局長相当職		次長相当職		課長相当職						
		(A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率			
		(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(E)	(F)	(G)	(H)					
本庁	計	311	14	4.5	25	1	4.0	53	2	3.8	233	11	4.7
	うち一般行政職	217	10	4.6	22	0	0.0	40	2	5.0	155	8	5.2
支庁・地方事務所等	計	412	26	6.3	6	0	0.0	68	0	0.0	338	26	7.7
	うち一般行政職	205	6	2.9	6	0	0.0	26	0	0.0	173	6	3.5
全体	計	723	40	5.5	31	1	3.2	121	2	1.7	571	37	6.5
	うち一般行政職	422	16	3.8	28	0	0.0	66	2	3.0	328	14	4.3
再掲	警察関係	106	0	0.0	0	0		12	0	0.0	94	0	0.0
	教育委員会	50	2	4.0	0	0		3	0	0.0	47	2	4.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for survey date code, position level (課長補佐相当職, 係長相当職), gender (うち女性数), and ratio (女性比率). Rows include Main Office, Branches, Total, and Recruitments.

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of newly promoted staff by position level and gender. Columns include position level, gender, and ratio.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table listing selection criteria for promotion and advancement, such as performance, experience, and personal wishes.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of applicants for promotion and advancement exams, including total, female, and female ratio.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the hiring status of female public employees by position level and gender.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details of a comprehensive facility for gender equality, including name, location, management, staff, and main activities.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-1 名称等: 2. 無	加盟団体数	
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容:		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催	}
○ 2. 市町村職員研修会の開催	
○ 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
○ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概 要 :	
○ 7. その他 { 内容:	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施	}
○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮	
○ 3. その他 { 内容:	

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	38,689	42,537	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00395 %	0.00446 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定

Table with 2 columns: Question items (1-5) and Answer (○/○). Items include public works bidding, procurement bidding, and general bidding methods.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Question items (1-13) and four sub-questions (問14-1 to 14-4). Items include gender equality laws, childcare support, and workplace measures.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 3 columns: Question items (1-12) and two columns for registration/certification and表彰制度 (award system).

Summary table with 2 rows and 2 columns: Enterprise registration/certification name and Enterprise award system name.

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Question items (1-2) and specific names of cooperation organizations.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: Question items (17, 17-1) and details about data collection, publication frequency, and responsible parties.

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 県広報媒体による広報 ・ 街頭啓発	HP等による広報 6月:男女共同参画の推進のため、街頭でのミニコンサート、啓発物品の配布を行う。11月:DV被害防止のため、ショッピングセンターでのミニコンサート、啓発物品の配布を行う。		6月、11月
2. 表彰 ・ 男女共同参画社会づくり功労者表彰 ・ 男女共同参画社会づくりチャレンジ表彰	男女共同参画社会づくりに特に著しい功績が認められる個人・団体を表彰 男女の様々な分野におけるチャレンジや、新たな領域を切り開くなどの先導的事例を示したと認められる団体・個人を表彰		
3. 講座 ・ 男女共同参画の視点からの防災・復興に関する普及啓発事業 ・ 女性キャリアアップセミナー ・ 女性活躍のための経営者研修 ・ 配偶者からの暴力被害者支援関係職員研修会 ・ 平成30年度地方行政機関相談機能向上研修	男女共同参画の視点からの防災・復興に関するワークショップ 将来において目指したいと思うモデルとなる女性を学生や若手社員等に示し、今後のキャリア形成に生かすとともに、女性自身がキャリアアップするために必要なスキルを学ぶことにより、女性が活躍できる社会の形成に寄与する。 女性の活躍を推進するためには、経営者や管理職がワーク・ライフ・バランスや女性登用について理解し、事業所でトップが率先して取り組むことが重要となることから、経営者や管理職の理解を深めることを目的とした研修を実施する。 配偶者暴力相談支援センターや市町村等で相談業務を行う職員を対象に、配偶者からの暴力に関する知識の習得と相談技能の向上を旨とし、専門的・実践的な研修を行い、相談・保護体制の充実を図る。 東日本大震災により低下した被災市町村の相談機能の回復を支援するための、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター及び市町村の窓口の相談担当者並びに生活支援相談員及び復興支援員を対象とする研修を企画し、実施する。(実施主体:内閣府、受託事業者(一財)大阪府男女共同参画推進財団)		
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 男性相談 ・ 専門相談(法律) ・ 女性の就労相談 ・ LGBT相談	男女共同参画に関する一般相談(DVIに関するものを含む) 男女共同参画に関する男性相談 男女共同参画に関する法律相談 女性活躍推進法に基づき関係機関の紹介や有用な情報提供を行う 性指向や性別の違和感などの相談	相談員5人 月1回 月1回 週5日(平日のみ) 週1日、4時間	
5. 情報収集・提供 ・ 図書・DVD貸出、行政情報・イベント情報等の提供 ・ 「いわてdeとも通信」の発行 ・ ホームページによる情報提供	・ 関連図書等の選定・発注・購入・図書検索システムへの投入・資料コーナーへの配架。・ 行政情報、様々なグループ等が発行するパンフレット、情報誌等を資料コーナーに配架。・ 団体や団体の活動、イベント等の情報を収集し、情報誌やホームページ等による情報提供。 男女共同参画に関連する情報やイベント情報等について、情報提供を行う。(年2回) 男女共同参画センターのホームページや「いわて女性のチャレンジ支援サイト」の管理・運営を行い、最新の情報を提供する。		
6. 苦情処理 ・ 岩手県男女共同参画調整委員	男女共同参画に関する苦情及び相談の処理		
7. 交流促進 ・ 岩手で輝く女性交流会	活躍している女性の活動を発信する機会として交流会を実施		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性活躍に関する出前講座 ・ いわて女性の活躍促進連携会議	企業や団体が主催する女性の活躍促進に関する研修会等へ講師を派遣することにより、女性自身の能力開発及び周囲の理解協力を推進する。 経済団体や産業団体による連携会議を実施。また、分野ごとの取組を促進するための部会を設置。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 男女が共に支える社会に関する意識調査	男女共同参画の実現に向けて課題となるテーマについて調査を行い、現状の県民意識や行政に対するニーズを把握するとともに、今後の男女共同参画施策推進の基礎資料を得る		
11. その他 ・ 市町村男女共同参画担当課長・DV防止対策担当課長会議 ・ 岩手県配偶者暴力防止対策連絡協議会 ・ 緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業 ・ 配偶者能力被害者自立支援事業費補助 ・ いわて女性活躍企業等認定制度	男女共同参画及びDV防止対策に係る情報交換等を行う。 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を総合的、計画的に推進し、配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関を交えた協議会を開催 配偶者又は交際相手からの暴力及びストーーカー行為等により、身の危険を感じ、十分な所持金がないなど、緊急に避難又は保護を要する者の安全を確保する。 配偶者からの暴力被害者及びその同伴する児童、その他の共に保護を要する者の自立に向けた生活を支援するため、DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し、自立しようとする場合において、当面する生活資金などを支援する事業を行う場合に要する経費に対し補助金を交付する。 女性の活躍推進に積極的に取り組む県内企業等を知事が認定し、その取組を広く公表することにより、企業等の自主的な取組の促進を図り、県内企業等における女性活躍の一層の促進を図る。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	岩手県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	3		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	岩手県議会会議規則(昭和31年岩手県議会規則第1号)第2条		
条文本文 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 1

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	平成27年9月11日	~	平成31年9月10日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付けています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	74	10	13.5	
	都道府県防災会議(委員のみ)	73	10	13.7	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	12	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	30	3	10.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	7	7	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	17	8	47.1	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	20	1	5.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	28	12	42.9	
	7 精神医療審査会	21	3	14.3	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	10	4	40.0	
	9 都道府県医療審議会	22	6	27.3	
	10 准看護師試験委員会	8	4	50.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	20	8	40.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	8	53.3	
	14 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	11	1	9.1	
	18 建築審査会	5	2	40.0	
	19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県都市計画審議会	20	8	40.0	
	21 開発審査会	7	2	28.6	
	22 私立学校審議会	10	5	50.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	24	0	0.0	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
×	27 地方港湾審議会				
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	30 介護保険審査会	15	3	20.0	
	31 都道府県固定資産評価審議会	10	3	30.0	
	32 感染症の診査に関する協議会	45	14	31.1	
	33 警察署協議会	143	64	44.8	
	34 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	60	1	1.7	
	37 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	43 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
×	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	45 指定難病審査会	20	1	5.0	
	46 小児慢性特定疾病審査会	6	1	16.7	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
×	48 国民健康保険運営協議会				
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合 計	707	213	30.1	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	9	3	33.3	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	68	16	23.5	
	女性委員0の委員会数	0			